

政策提言フォーマット

1 団体概要

団体名	所在地
APECモニターNGOネットワーク	大阪市北区国分寺1-17-14
代 表	
神田浩史	
担 当	連絡先
川上豊幸	tel 06-4800-0888
	fax 06-4800-0888
	e-mail Apec-ngo@mx.mesh.ne.jp toyo@jca.apc.org

団体の活動プロフィール

私達APECモニターNGOネットワーク（AMネット）の前身であるAPEC・NGO国際会議関西実行委員会はAPEC大坂会議に際して、APECによる貿易自由化が環境、人権、労働、社会発展に与える影響を討議するNGO会合を開催、その事務局をになった。この会議で提起された貿易と投資の自由化が社会に与えるネガティブな影響をモニターする活動を行なうため1996年にAMネットは設立された。それ以来1996年～1998年までAPEC開催地で開かれるNGOによる並行会議に出席し、海外のNGOとのネットワーク構築を進めてきた。その家庭で、1997年～1998年、経済協力開発機構（OECD）で秘密裏に交渉が進められていた多国間投資協定に反対する世界キャンペーンに日本事務局の一翼として参加し、大坂～東京MAIにNO！キャラバンを実施した。これは、投資の自由化を進めようとする中で環境規制権限をも侵害する可能性のあった投資自由化協定であったが、欧米のNGOの活躍によって1998年10月に頓挫した。また、米国、EUのNGOと協力し、APECと世界貿易機関（WTO）で進めようとしている林産物貿易自由化の動きに対して森林資源保全、持続可能な利用の実現の観点から、自由化による環境、持続可能性への影響をアセスメントすることを求めてきた。これによって、日本においても林野庁による政策研究として貿易自由化による持続可能な森林経営への影響評価を行なうこととなり、現在中間報告が行なわれた。また、環境省においても地球環境局総務課で貿易政策に関する影響評価手法に関する勉強会が開始されている。

政策提言フォーマット

2 政策提言概要

<p>(1) テーマ</p> <p>貿易協定および投資協定に関する影響評価実施について</p>
<p>(2) 政策対象分野</p> <p>横断的政策分野</p>
<p>(3) 政策手段</p> <p>省令を出し、気候変動、生物多様性保全、森林劣化、土壌劣化、水循環といった生態系への影響といった項目について、貿易協定及び投資協定によって引き起こされる国内外の環境への影響評価を行なう。また中長期的には法令によってこれを確保する。</p>
<p>(4) 提言概要</p> <p>貿易自由化協定及び協議、投資自由化協定及び協議に関する環境への悪影響を未然に防ぎ、貿易・投資協定を環境面から評価するもので、これを通じて貿易・投資協定や協議の内容を透明化し、社会との対話・合意形成のプロセスの基盤とすることを目的とする。</p> <p>そのために、貿易・投資協定及び討議によって引き起こされる環境影響評価を行なうが、それらの環境影響評価の信憑性を高め、確認するために、社会への説明責任として、環境影響評価プロセスを透明化し、必要ならば代替案を協議する。実施主体としては、貿易・投資協定を策定するのは日本政府（内閣府、外務省、経済産業省、農林水産省）ですので、環境省が、主幹省庁とともに協議して作成し、国会の下に設置する第三者機関等でチェックするという形とし、手続きの中に、研究者、NGO、市民等もチェック主体として参画できるプロセスを組み込み、意見表明とともに議論を行なう対話の場を設定する。環境影響評価の項目としては、地球温暖化、生物多様性、再生可能資源ストックとしての森林、土壌、水循環、地域気候条件、生物環境、生態系への影響（消失、現象、劣化）などが挙げられる。</p>
<p>(5) 政策の推進に当たっての検討事項</p> <p>これらの自由化については特にWTOの場合には、GATT以来の自由化の歴史があるため、単に今後行なわれる追加的な自由化措置のみを環境影響評価の対象とするのではなく、その累積的效果を特定しておく必要があると考えている。よって、GATTを含めた過去の自由化（関税化、関税引き下げ、国際基準への整合性など）による環境影響についても報告することが必要だと考える。</p>

3 政策提言内容

目標：貿易自由化協定及び協議、投資自由化協定及び協議に関する環境への悪影響を未然に防ぎ、貿易・投資協定を環境面から評価する。また、貿易・投資協定や協議の内容を透明化し、社会との対話・合意形成のプロセスの基盤とします。

手段：貿易・投資協定、協議によって引き起こされる環境影響評価を行なう。それらの環境影響評価の信憑性を高め、確認するために、社会への説明責任として、環境影響評価プロセスを透明化し、必要ならば改善案、署名拒否を含めた代替案を検討する。

環境影響評価の項目としては、地球温暖化、生物多様性、再生可能資源ストックとしての森林、土壌、水循環、地域気候条件、生物環境、生態系への影響（消失、現象、劣化）などが挙げられる。

現在の貿易と投資の自由化交渉においては、主に経済的な利害関係を中心として交渉が行なわれています。しかし、こうした経済活動の拡充に伴って、森林、土壌、河川と海、気候、生物などを含めた生態系といった再生可能資源ストックの劣化・破壊と、自然上可能能力を越える排出物質による人間生活への影響、また未成熟な技術の性急な商業利用や、全く異なる生態環境に生息する動物の人為的移動による生態系への不可逆的影響が引き起こされており、無思慮な貿易自由化の推進が、地球環境と地域環境を悪化させ得ることは、近年、理論的にも実証的にも、多くの研究者や国際機関、政府等も認めるところとなっています。また、世界の貿易ルールを司る世界貿易機関（WTO）においても、その全文において「この協定の締約国は…他方において、経済開発の水準が異なるそれぞれの締約国のニーズ及び関心に沿って環境を保護し及び保全し、並びにそのための手段を拡充することに努めつつ、持続可能な発展の目的に従って、世界の資源を最も適切な形で利用することを考慮…」することを謳っています。

こうした課題に対処するために、アメリカ合衆国では、貿易協定などについて環境影響評価の手続きとして大統領命令第13141号「貿易に対する環境レビュー」という手続きが導入され、またECにおいても持続可能性影響評価（Sustainability Impact Assessment）が実施されています。またUNEPやOECDにおいても貿易政策に関する環境アセスメント手法の検討が行なわれています。ところが、日本においては、こうした貿易協定及び協議案に関する環境影響評価を行なったという実績はなく、林産物分野という分野限定されたものか、環境省による貿易政策に関するアセスメント手法の研究会が存在するのみです。

本来、環境基本法（93年11月19日公布）第十九条では、国の施策の策定等に当たっての配慮として、「国は、環境に影響を及ぼすと認められる背策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなくてはならない」とこととされています。もちろん、この規定では、環境の保全についての配慮のあり方については何ら言及されておらず、非常に不十分な状況にあります。よって、早急に貿易協定、投資協定署名、批准に先だって、国内外における環境を保全するための環境影響プロセスに基づく環境配慮手続きを義務付ける法令を整備することを提言します。ただ、この手続きが正式に実施されるには、まだまだ時間が必要になってしまうので、省令、精励の形ででも貿易・投資協定及び協議に関する環境影響評価プロセスを導入する旨を発布し、現在、進行中である世界貿易機関（WTO）におけるサービス交渉、農業交渉、また11

月に予定されているドーハでの第四回閣僚会合での日本政府が提案している鉱工業品（林産物、水産物を含む）、投資、競争政策、政府調達、アンチダンピング分野を含めた新ラウンド提案、そしてA P E Cでの議論などの多国間協定や多国間協議と、そしてシンガポール、メキシコ、韓国などと進められている二国間協定や二国間協議について、個々に早急に環境影響評価を実施することを提案します。

環境影響評価の項目としては、少なくとも地球温暖化、生物多様性、再生可能資源ストックとしての森林、土壌、水循環、地域気候条件、生物環境、生態系への影響（消失、現象、劣化）等が挙げられますが、詳細は、スクリーニングやスコーピングのプロセスで検討します。

実施主体としては、貿易・投資協定を策定するのは日本政府（内閣府、外務省、経済産業省、農林水産省）ですので、環境省が、主幹省庁とともに協議して作成し、国会の下に設置する第三者機関等でチェックするという形とし、手続きの中に、研究者、NGO、市民等もチェック主体として参画できるプロセスを組み込み、意見表明とともに議論を行なう対話の場を設定します。なお、こうしたアセスメントプロセスには、日本における幅広い市民社会からの意思表示の機会の保障はもちろんですが、返答の表明による対話の確保が不可欠の要素になります。これは、環境影響評価自体の質を改善すると同時に、市民社会の合意形成プロセスを担うことになるからです。

貿易と投資のルールを定める貿易協定、投資協定の是非を検討するためには、地球環境と地域の環境にどのような影響を引き起こすのかを明らかにしておくことが必要であり、その上で、その協定の是非と内容の検討に関する判断を行なうべきではないでしょうか？

関連する資料（事例、データ、その他）として、

アメリカ合衆国大統領命令第13141号 - 貿易協定に対する環境レビュー（仮訳）を添付します。

1999年11月16日

大統領命令第13141号

貿易協定に関する環境レビュー（仮訳）

アメリカ合衆国の憲法及び法律に基づいて渡りに帰属する大統領の権限により、アメリカ合衆国の環境及び貿易の政策を目標に向けて推進するため、ここに以下のことを命ずる。

第1条 【政策】 合衆国は、貿易協定が環境に及ぼす影響について、慎重に評価し考慮する政策をとる。合衆国は、その貿易交渉目標を発展させる際に環境への配慮を組み込んでいく。所管機関は、絶えず実施する評価の過程を通して及び、場合によっては書面の環境レビューを通じて、こうした目標を達成する。

第2条 【目的及び必要性】 貿易協定は、持続可能な開発という、より広い目標に資するべきである。貿易レビューは、貿易協定が環境に及ぼしうるプラス及びマイナスの両面の影響の特定に役立つ重要な手段であり、また、そのような影響への適切な対応を、それが、交渉過程におけるものであれ、その他の手段を通じたものであれ、若しくはその両者によるものであれ、考慮しやすくする重要な手段である。

第3条 (a) 【施行】 合衆国通商代表部（通商代表部）及び環境評議会議長は、適切な外交政策、環境及び経済関係機関との協議の上で、本大統領命令に基づく手順の策定を含め、本命例の施行を監督する。

(b) 【環境レビューの実施】 通商代表部は、関係機関で構成する貿易政策担当者委員会（TPSC）を通じて、本大統領命令第4条に基づき、協定の環境レビューを実施する。

第4条 【貿易協定】

(a) 合衆国がある一定の協定につき交渉する場合は、環境レビューを行なわねばならない。これらの協定には、以下が含まれる。

- () 包括的多角的な貿易ラウンド
- () 二国間または複数国間の自由貿易化協定
- () 天然資源部門における主要かつ新たな貿易自由化協定

(b) 強制執行及び紛争解決措置に関連して達成された協定は、本命例の対象とならない。

(c) 本命例第4条(a)及び(b)の対象とならない貿易協定に関しては、一般的に環境レビューは必要とされない。ほとんどの部門別自由化協定に対しては、環境レビューを義務づけない。通商代表部は、TPSCを通じて、合理的に予測可能な環境影響の重要性等の要因に基づき、ある協定またはある種類の協定に関して、環境レビューが必要かどうかを決定する。

第5条 【環境レビュー】

(a) 環境レビューは、以下のものでなければならない。

() 書面とする。

() フェデラル・レジスタへの公告により開始する。当該公告には協定案を概説し、当外協定の環境レビューの範囲に関してパブリック・コメントと情報を寄せるよう要請する。

() 交渉中のポジションにその成果を伝えられよう、交渉過程の十分早い時期に実施するが、特定の交渉案を時宜に応じて提示するための条件としてはならない。

() 実現可能な場合には、パブリック・コメントを求めるために、草案段階で入手できるようにする。

() 一般国民が最終的な形式で入手できるようにする。

(b) 一般的には、環境レビューは合衆国国内への影響に焦点をあてたものとする。適宜かつ慎重を期す場合には、環境レビューにおいて、地球全体への及び国境を越えた影響についても調べることができる。

第6条 【資源】 連邦機関は、通商代表部からの要請があれば、行政予算管理局管理担当自重の同意を得て、法律によって認められた範囲に限り及び利用できる歳出予算に従い、本命令の規定を実施するために、適任者の派遣を含め、分析面及び資金面に関する資源及び支援を合衆国通商代表部に提供する。

第7条 【一般規定】 本命令は、行政府の内部管理を改善することだけを目的とするものであって、合衆国、その機関、その職員または個人に対して、当事者が成文法または衡平法により施行できないかなる権利、利益、信託または責任を、実態面でも手続き面でも創出するものではない。

ウィリアム・J.クリントン

ホワイトハウス

1999年11月16日